

2018年度（平成30年度）第1回福山市入札監視委員会会議概要

1 会議名

2018年度（平成30年度）第1回福山市入札監視委員会

2 開催日時・場所

2018年（平成30年）5月24日（木）15時00分～16時10分
福山市役所本庁舎10階 入札室

3 出席者

委 員	宮地委員長，山崎委員，沼田委員，金浦委員，大島委員（計5名）
関係部課長	（市長部局等） 建設管理部長，土木部長，松永支所長，川南まちづくり担当部長， 契約課長，道路整備課長，松永建設産業課長，川南まちづくり課長
	（上下水道局） 経営管理部長，工務部長，管財契約課長，配水管整備課長

4 会議の概要

（1）抽出案件の審議

抽出案件の審議に際し，2017年度（平成29年度）の契約状況について，契約課長から次の通り説明を行った。

「2017年度（平成29年度）の福山市分の入札件数は734件で，落札率は89.39%，上下水道局分の入札件数は234件で，落札率は87.40%であり，2016年度（平成28年度）と比べて，福山市分の落札率が1.88ポイント増加し，上下水道局分の落札率が1.86ポイント増加している。また，2017年度（平成29年度）の落札価格は，福山市分については，福山市総合体育館等の大規模な工事の件数が増加したことなどから，落札価格全体で約118億円の増加，上下水道局分については，1億5000万円を超える大規模な工事の件数が減少したことなどから，落札価格全体では約10億円の減少となっている。」

次に，2018年（平成30年）4月1日から実施した福山市の入札制度改正の概要について，契約課長から説明を行った。

続いて，2017年（平成29年）10月1日から2018年（平成30年）3月31日の間に開札を行った工事を対象に，担当の委員が事前に抽出した案件（①～⑤）について審議を行った。

- ①道路改良工事（水呑99号線外2路線・29-1）
- ②急傾斜地崩壊対策工事（金江地区）
- ③河川災害復旧工事（宗正川・災）
- ④道路改良工事（川南48号線）
- ⑤配水管布設工事（配整29-50）

○ 抽出案件の審議内容

抽出されたそれぞれの案件について、先ず案件の抽出を担当した委員が選定理由を説明した後、関係職員がそれぞれ工事の概要・入札状況について説明し、各委員からの質疑に対する回答を行った。

抽出案件に対する主な質疑応答は次の通りである。

抽出案件① 道路改良工事（水呑99号線外2路線・29-1）	
Q 1	落札率が100%と極めて高く、入札参加者7者のうち5者が失格である。 入札条件の適正性や高落札率の理由についてお聞きしたい。
A 1	<p>本工事は、現況幅員が2m未満の道路を3mに拡幅整備するもので、工事内容は、重力式擁壁、ブロック積擁壁を主たる工種とし、排水工及び舗装工と合わせ施工する一般的な道路改良工事である。</p> <p>入札条件の適正性について、本工事の入札参加資格要件は、「福山市条件付一般競争入札事務処理要綱」に基づいて定めており、その他の特殊な条件も定めていないため、適正に実施されたものと考えている。</p> <p>また、高い落札率になっている理由については、多くの入札参加者が電算基準最低制限価格付近で入札し、電子計算機による自動調整の影響から失格となり、結果として高い落札率になったと考えている。</p> <p>電子計算機の自動調整によって、多数の失格者が発生することについて、2018年（平成30年）4月1日以降に公告を行った案件から入札制度の公正性・公平性を確保しつつ、最低制限価格未満で失格となる入札参加者を減少させることで、競争性の更なる促進と受注機会の拡大を図ることを目的に、電子計算機の自動調整の範囲を従来の0～1%から、0～0.3%に変更している。</p>
Q 2	電子計算機の自動調整の範囲の変更について、変更後の0～0.3%という範囲については、どのように決定したのか。
A 2	2017年（平成29年）9月発注分以降の案件について、自動調整の上限は本来1%までであるが、仮に0.1%、0.3%または0.5%とした場合に、失格者数がどのように変動するか様々検証し、結果として失格者数が半減した0.3%に上限を定めたものである。

抽出案件② 急傾斜地崩壊対策工事（金江地区）

- Q 3 落札率が99.3%と極めて高く、また入札参加者21者のうち20者が失格である。
入札条件の適正性や高落札率の理由についてお聞きしたい。
- A 3 本工事は、急傾斜地崩壊危険箇所法面の浸食や風化・崩落の防止を目的に行うもので、工事内容は、モルタル吹き付け機による法枠工及び枠内モルタル吹付工を施工するものです。
入札条件の適正性について、本工事の入札参加資格要件は、「福山市条件付一般競争入札事務処理要綱」に基づいて定めており、その他の特殊な条件も定めていないため、適正に実施されたものと考えている。
また、高い落札率になっている理由については、多くの入札参加者が電算基準最低制限価格付近で入札し、電子計算機による自動調整の影響から失格となり、結果として高い落札率になったと考えている。
- Q 4 本工事において、電子計算機による自動調整の上限を0.3%にしていた場合、これほどの高落札率にはならなかったのか。
- A 4 失格者が減少し、落札率も低下していたと考えている。
- Q 5 21者中20者が失格となったことについて、電子計算機による自動調整の他に特殊な要因は考えられるか。
- A 5 2017年度（平成29年度）に急傾斜地崩壊対策工事は5件発注しているが、予定価格に対する直接工事費の割合について、本工事と他の4件を比較したところ、大きな違いもなく、特殊な要因は考えられない。
- Q 6 電算基準最低制限価格について、入札参加者は予測できるのか。
- A 6 一般的な工事であれば、公表されている数量・単価に基づいて積算されるものであり、予定価格も事前に公表している。また、電算基準最低制限価格の算定方法も公表しているため、その価格を推測することはある程度可能である。

<p>Q 7</p> <p>A 7</p>	<p>電算基準最低制限価格の推測が可能であるにも関わらず、電算基準最低制限価格を大きく上回る価格での入札があるのはなぜか。</p> <p>入札参加者は、電算基準最低制限価格を推測した上で、入札参加者毎の経営状況、利益の追求、手持ち工事の状況、業者にとっての工事の難易度などを総合的に勘案して、入札価格を決定するものと考えられる。</p>
<p>抽出案件③ 河川災害復旧工事（宗正川・災）</p>	
<p>Q 8</p> <p>A 8</p> <p>Q 9</p> <p>A 9</p>	<p>落札率が99.0%と極めて高く、また入札参加者が落札者のみである。他に入札参加者が存在しない原因の分析結果、及び高落札率の理由をお聞きしたい。</p> <p>本工事は、2017年（平成29年）7月5日の大雨により被災した宗正川の護岸及び底張りの復旧を行うもので、工事内容はコンクリート擁壁及び底張り工を施工するものである。</p> <p>被災現場は、河床幅が最大で1.2mと非常に狭く、土工において大型機械の使用が困難であり、土砂搬出や資材搬入経路においても、道路幅員が2.6m～3.7mと狭隘な市道を通らざるを得ず、作業条件が悪いものである。</p> <p>さらに、降雨時の増水に伴う現場管理に作業手間がかかるため、経費節減の余地が少なく利益幅が少ないことや、手持ち工事の状況、技術者の他工事への配置状況等を総合的に判断した結果、入札参加者も限られ高い落札率になったものと考えている。</p> <p>入札参加資格要件を満たすと考えられる業者の数はどのくらいであったか。</p> <p>20者程度と把握していた。</p>
<p>抽出案件④ 道路改良工事（川南48号線）</p>	
<p>Q10</p>	<p>随意契約とされた理由として、JR西日本発注工事と工程調整を行う必要性が挙げられているが、JR西日本発注業者との随意契約とまでしなければならない理由についてお聞きしたい（入札の上工程調整すれば足りるのではないか）。</p> <p>また、随意契約において99.1%という高い契約率となっている理由もお聞きしたい。</p>

A10	<p>本工事は、神辺駅東踏切の拡幅に伴う、市道取付区間の舗装や歩車道境界ブロック設置等による市道改良工事で、主目的の踏切拡幅工事に対する付帯的工事である。施工性、施工管理、品質確保等の観点からは、踏切工事との一括施工が最適と考えられるが、踏切区間はJRへの委託工事とせざるを得ない特殊性から、JR西日本と締結した協定書に基づき、JR発注工事の踏切区間と本市発注工事の市道取付区間に区分し、施工したものである。</p> <p>随意契約とした理由について、まず、本工事の施工に先立ち実施した地元関係者との事前調整において、当該箇所の通行止期間については、通学路であることや周辺の商業・農業に非常に大きな影響を及ぼすことから、学校、商業及び農業関係者等と調整した結果、約2か月間の12月22日までとしたものである。</p> <p>踏切区間は、JR発注の業種ごとに別業者が受注しており、複雑な工程管理が必要となるため、踏切区間の受注業者でなければ、通行止期間内での工事完成は困難と判断し、当該業者と随意契約したものである。</p> <p>また、契約率について、本工事の内容は、一般的な土木工事であり、公表されている数量・単価に基づき積算しており、公共工事の受注経験や、一般的な積算知識があれば、市による積算と同程度の積算が可能であるため、高い落札率となったものと考えている。</p>
Q11	<p>工程管理がどのように複雑であったのか。</p>
A11	<p>土木一式工事の他にも電気工事などの様々な業種が同時に施工される中、安全性や電車の定時性を確保する必要があり、天候の影響も受けるなど、工程管理が複雑である。</p>
Q12	<p>随意契約で発注するという決定はどのようにされているのか。</p>
A12	<p>福山市契約規則第41条第1項第1号に規定する金額を超える案件については、福山市建設工事等入札参加者審査会において審議し決定している。</p>
Q13	<p>福山市建設工事等入札参加者審査会の議事録等はあるのか。</p>
A13	<p>議事録等は作成していない。</p>

抽出案件⑤ 配水管布設工事（配整 29－50）

Q14	<p>落札率が100%と極めて高く、また入札参加者5者のうち3者が失格、1者が無効である。入札条件の適正性や高落札率の理由についてお聞きしたい。</p>
A14	<p>本工事は、老朽化した水道管を更新するため、地震に強い耐震性のある水道管に布設替えをするものであり、また、沿線家屋への給水引込管の切替えを合わせて行うものである。</p> <p>工事内容は、水道本管と給水管の小口径の工事であるため、入札参加資格は、水道施設工事及び管工事の認定を受けている者とし、また、福山市指定給水装置工事事業者であること、その他の有資格者として、現場代理人又は主任技術者は、本工事の水道管管材の施工に必要な資格を有する者であることとしている。落札率が高く、入札参加者5者のうち3者が失格となったことについては、そのうちの1者が、開札日が同日の他の工事の入札金額を誤って入札したものと考えられ、残り2者が、電算基準最低制限価格付近に入札価格が集中したこと、「福山市建設工事最低制限価格事務取扱要領」の規定に基づく電子計算機による自動調整の影響があったことなどにより、3者が最低制限価格を下回って失格になったものである。</p> <p>最低制限価格以上の有効な入札をした2者のうち、最低の価格で入札した1者は入札参加資格の審査において、入札公告で求めた技術者を配置できないため、無効とし、結果として、予定価格に近い金額で入札した残りの1者が、落札したものと考えている。</p> <p>最低制限価格については、当該要領に基づき、電算基準最低制限価格を算定し、開札時に、この基準価格を電子計算機により調整した上で、最低制限価格を算出している。</p> <p>また、他の入札条件についても、2017年度（平成29年度）に発注した他の水道管の布設工事と同様であり、適正なものと考えている。</p>
Q15	<p>なぜ、他の工事の入札金額と誤って入札した業者がいたのか。</p>
A15	<p>推測ではあるが、本件の予定価格と入札価格が大きく乖離していることや、工事名が類似した「配水管布設工事（配改 29－50）」の開札が同日であったことから、入札金額を誤ったものと考えている。</p>

Q16	類似した工事名での発注は頻繁にあるのか。
A16	頻繁ではない。
Q17	入札公告で求めた技術者を配置できずに無効となった入札参加者について、入札時には、技術者の配置可能であったということか。
A17	入札に参加していることから、技術者の配置は可能であったものと考えている。
Q18	入札時には、技術者の配置可能であったにも関わらず、開札後に配置ができなくなることは、頻繁に起こるのか。
A18	頻繁ではないが、落札候補者の他の工事の受注状況等によっては起こり得ることであると考えている。
Q19	入札公告で求めた技術者を配置できずに無効となった場合に、罰則等はあるのか。
A19	落札決定するまでは、落札候補者であるので、無効となっても罰則等はない。
Q20	入札者参加者の入札パターンとして、電算基準最低制限価格の電子計算機の調整の範囲内で入札する参加者と、予定価格付近で入札する参加者に分かれるものと見受けられるが、前者が落札する確率はどのくらいか。
A20	正確な調査は実施していないが、ほとんどの工事については、電算基準最低制限価格の電子計算機の調整の範囲内となっているものと考えている。
	以上

○ まとめ

抽出案件については、委員会から付された意見はなかった。

ただし、最低制限価格の電子計算機による自動調整の範囲を変更したことにより、最低制限価格未滿で失格となる入札参加者が減少するかどうか、しばらく様子を見る必要があるとの意見があった。

(2) 入札及び契約手続の運用状況についての報告

・ 指名除外措置運用状況

2017年(平成29年)10月1日から2018年(平成30年)3月31日の間には指名除外措置の対象となる者がいなかったことについて、契約課長が報告した。

(3) その他

・ 次回委員会の開催時期について

2018年(平成30年)11月下旬の予定

・ 次回で審議の対象とする工事案件の抽出について

2018年(平成30年)4月から2018年(平成30年)9月までを対象とし、沼田委員が担当する。